

平成30年2月議会

予算特別委員会 資料 (第2分科会)

- 1 平成30年度 当初予算(案) P 1

- 2 条例議案 P 8

保健福祉局

予算特別委員会説明資料

[一般会計]

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	区 分	平成30年度 (a)	平成29年度 (b)	比較 (c) (a) - (b)	増減率 (c) / (b)
			名 称				
16	1	1	保健福祉費負担金	1,346,775	1,385,599	▲ 38,824	▲2.8%
17	1	2	保健福祉使用料	768,905	748,613	20,292	2.7%
		5	労働使用料（保健福祉局所管分）	57	57	0	0.0%
	2	2	保健福祉手数料	113,866	112,716	1,150	1.0%
18	1	1	保健福祉費国庫負担金	53,152,250	51,972,128	1,180,122	2.3%
	2	2	保健福祉費国庫補助金	1,078,327	1,282,312	▲ 203,985	▲15.9%
	3	2	保健福祉費委託金	259,359	267,016	▲ 7,657	▲2.9%
19	1	1	保健福祉費県負担金	13,465,643	13,756,187	▲ 290,544	▲2.1%
	2	2	保健福祉費県補助金	354,264	1,180,833	▲ 826,569	▲70.0%
	3	2	保健福祉費委託金	10,730	15,496	▲ 4,766	▲30.8%
20	1	1	財産貸付収入（保健福祉局所管分）	141,575	136,881	4,694	3.4%
		3	基金運用収入（保健福祉局所管分）	23,684	23,821	▲ 137	▲0.6%
	5	特許権等運用収入（保健福祉局所管分）	2,758	3,986	▲ 1,228	▲30.8%	
21	1	2	保健福祉費寄附金	71,483	70,984	499	0.7%
22	1	3	市民太陽光発電所特別会計繰入金	0	800	▲ 800	▲100.0%
	2	10	地域福祉振興基金繰入金	400,000	400,000	0	0.0%
24	1	1	労働諸費延滞金	4,930	0	4,930	—
	3	2	保健福祉費貸付金元利収入	73,640	79,526	▲ 5,886	▲7.4%
	4	2	保健福祉費受託事業収入	1,428	106	1,322	1247.2%
	6	4	雑入（保健福祉局所管分）	918,693	1,126,950	▲ 208,257	▲18.5%
25	1	2	保健福祉債	6,229,000	3,068,000	3,161,000	103.0%
歳入合計				78,417,367	75,632,011	2,785,356	3.7%

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	区 分	平成30年度 (a)	平成29年度 (b)	比較 (c) (a) - (b)	増減率 (c) / (b)		
			名 称						
3	1	1	職員費	8,677,307	8,413,970	263,337	3.1%		
		2	1	社会福祉総務費	14,727,296	15,198,841	▲ 471,545	▲3.1%	
		2	2	障害者福祉費	40,257,151	37,078,144	3,179,007	8.6%	
		3	3	老人福祉費	2,966,806	3,800,399	▲ 833,593	▲21.9%	
		4	4	国民年金事務費	54,733	37,197	17,536	47.1%	
		5	5	老人福祉施設費	317,378	335,385	▲ 18,007	▲5.4%	
		6	6	人権行政推進費	522,109	502,974	19,135	3.8%	
	3	1	7	社会福祉施設整備事業費	5,944,516	2,593,747	3,350,769	129.2%	
			1	公衆衛生総務費	216,434	226,494	▲ 10,060	▲4.4%	
			2	2	結核対策費	364,722	379,078	▲ 14,356	▲3.8%
			3	3	予防費	2,804,606	2,822,442	▲ 17,836	▲0.6%
			4	4	動物管理費	148,502	150,668	▲ 2,166	▲1.4%
			5	5	診療所費	1,128,761	1,117,570	11,191	1.0%
			6	6	公害保健対策費	1,227,051	1,276,684	▲ 49,633	▲3.9%
	4	1	7	保健環境研究所費	84,503	0	84,503	—	
			1	環境衛生費	99,939	98,871	1,068	1.1%	
	5	1	2	火葬場費	826,113	845,229	▲ 19,116	▲2.3%	
			1	保健所費	874,749	1,003,411	▲ 128,662	▲12.8%	
	6	1	生活保護総務費	523,065	548,563	▲ 25,498	▲4.6%		
			2	扶助費	46,000,000	46,400,000	▲ 400,000	▲0.9%	
	7	1	災害救助費	6,153	6,658	▲ 505	▲7.6%		
	8	1	繰出金	29,817,531	32,588,764	▲ 2,771,233	▲8.5%		
	3款 保健福祉費 合計				157,589,425	155,425,089	2,164,336	1.4%	
6	1	1	労働諸費	130,435	130,438	▲ 3	▲0.0%		
6款 労働費（保健福祉局所管分） 合計				130,435	130,438	▲ 3	▲0.0%		
歳出合計				157,719,860	155,555,527	2,164,333	1.4%		

予算特別委員会説明資料

議案第2号

■ 国民健康保険特別会計（予算説明書P1～P21）

（単位：千円）

（歳出）		（歳入）	
医療分及び事務費	1款○総務費	1,834,217	(1,806,501)
			27,716
	2款 保険給付費 [退職被保険者分を除く]	74,538,525	(77,885,750)
			▲ 3,347,225
	（■款 老人保健拠出金）	0	(260)
			▲ 260
	☆3款 国保事業費納付金	19,447,637	(0)
			19,447,637
	4款○保健事業費		
	5款○諸支出金[退職被保険者分を除く] （■款○後期高齢者支援金[事務費]） （■款○前期高齢者納付金） （■款○共同事業拠出金）	1,042,522	(33,870,878)
		▲ 32,828,356	
6款○予備費	50,000	(350,000)	
		▲ 300,000	
小 計	96,912,901	(113,913,389)	
		▲ 17,000,488	
支援分	☆3款 国保事業費納付金 （■款 後期高齢者支援金[事務費を除く]）	5,110,306	(12,254,938)
			▲ 7,144,632
介護分	☆3款 国保事業費納付金 （■款 介護納付金）	1,790,286	(4,343,553)
			▲ 2,553,267
退職被保険者	2款1項 保険給付費		
	6目 退職被保険者等療養給付費		
	7目 退職被保険者等療養費		
	8目 退職被保険者等高額療養費		
	9目 退職被保険者等高額介護合算療養費		
	10目 退職者移送費		
		544,442	(1,510,110)
			▲ 965,668
	☆3款 国保事業費納付金	40,055	(0)
			40,055
5款 諸支出金			
1項2目 退職被保険者等保険料還付金			
1項4目 退職被保険者等還付加算金	2,010	(2,010)	
		0	
小 計	586,507	(1,512,120)	
		▲ 925,613	
歳出総計	104,400,000	(132,024,000)	
		▲ 27,624,000	
（歳入）	1款1項1目 国民健康保険料	10,808,796	(11,670,979)
			▲ 862,183
	2款 使用料及び手数料		
	4款 療養給付費交付金		
	5款 県支出金		
	7款 繰越金		
	8款 諸収入[退職被保険者分を除く] （■款 共同事業交付金）	76,684,892	(38,061,307)
			38,623,585
	3款 国庫支出金	10	(21,314,663)
			▲ 21,314,653
（■款 前期高齢者交付金）	0	(31,056,519)	
		▲ 31,056,519	
6款 繰入金			
	9,419,203	(11,809,921)	
		▲ 2,390,718	
小 計	96,912,901	(113,913,389)	
		▲ 17,000,488	
（歳入）	1款1項1目 国民健康保険料		
	1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料		
	6款 繰入金 （3款 国庫支出金） （5款 県支出金）	5,110,306	(12,254,938)
			▲ 7,144,632
（歳入）	1款1項1目 国民健康保険料		
	1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料		
	6款 繰入金 （3款 国庫支出金） （4款 療養給付費交付金） （5款 県支出金）	1,790,286	(4,343,553)
			▲ 2,553,267
	1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料	40,055	(182,856)
			▲ 142,801
	☆5款 県支出金	544,442	(0)
			544,442
	4款 療養給付費交付金	1,980	(1,324,174)
			▲ 1,322,194
8款 諸収入			
1項2目 退職被保険者等延滞金			
2項3目 退職被保険者等第三者納付金			
2項5目 退職被保険者等返納金			
	30	(5,090)	
		▲ 5,060	
小 計	586,507	(1,512,120)	
		▲ 925,613	
歳入総計	104,400,000	(132,024,000)	
		▲ 27,624,000	

* 款項目…☆は、平成30年度予算のみ。()は、平成29年度予算のみ。■は、平成30年度は存在しない款。

* 数字…()は、平成29年度当初予算額。下段は、平成30年度の対前年度増減額。

* ○…各被保険者に共通する経費(223億7,438万円)

予算特別委員会説明資料

議案3号

(単位：千円)

■ 食肉センター特別会計 (予算説明書P23~P27)

(歳出)			(歳入)		
1 款 1 項 食肉センター費	264,840	(274,027)	1 款 使用料及び手数料	83,499	(83,541)
		▲ 9,187			▲ 42
2 項 繰 出 金	34,960	(32,773)	2 款 繰入金	153,207	(180,167)
		2,187			▲ 26,960
2 款 予 備 費	200	(200)	3 款 繰越金	28,000	(8,000)
		0			20,000
歳出総計	300,000	(307,000)	4 款 諸収入	35,294	(35,292)
		▲ 7,000			2
			歳入総計	300,000	(307,000)
					▲ 7,000

* () は、平成29年度当初予算額で、下段は、平成30年度の対前年度増減額

予算特別委員会説明資料

議案第 16号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 119～P 139 ）

（単位：千円）

（歳出）

給 付 費 等	2款 保険給付費		
	1項1目 介護サービス等給付費	89,391,916	(90,335,742) ▲ 943,826
	1項2目 審査支払手数料	71,034	(70,256) 778
	4款 財政安定化基金拠出金	10	(10) 0
	5款 基金積立金		
	1項1目 介護給付準備基金積立金	1,254	(5,660) ▲ 4,406
	6款 諸支出金		
	1項1目 第1号被保険者保険料償還金及び還付加算金	30,790	(30,790) 0
	小計	89,495,004	(90,442,458) ▲ 947,454

（歳入）

第1号 保 険 料	1款 介護保険料	17,809,024	(16,502,443) 1,306,581
	11款 市債	10	(10) 0
第2号 保 険 料	4款 支払基金交付金		
	1項1目 介護給付費交付金	24,154,997	(25,313,680) ▲ 1,158,683
国 の 負 担	3款 国庫支出金		
	1項1目 介護給付費負担金	15,897,023	(16,375,948) ▲ 478,925
県 の 負 担	2項1目 調整交付金	6,074,534	(5,966,796) 107,738
	5款 県支出金		
市 の 負 担	1項1目 介護給付費県負担金	13,178,435	(13,006,001) 172,434
	8款 繰入金		
そ の 他	1項1目 介護給付費繰入金	10,740,683	(10,982,916) ▲ 242,233
	9款 繰越金		
市 の 負 担	1項1目 繰越金	442,186	(317,834) 124,352
	6款 財産収入		
そ の 他	1項1目 基金運用収入	1,254	(5,660) ▲ 4,406
	8款 繰入金		
そ の 他	1項4目 低所得者保険料軽減繰入金	274,500	(254,573) 19,927
	2項1目 介護給付準備基金繰入金	922,358	(1,716,597) ▲ 794,239
小計	89,495,004	(90,442,458) ▲ 947,454	

※（ ）内は、平成29年度当初予算額で、下段は、平成30年度の対前年度増減額

予算特別委員会説明資料

議案第 16号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 119～P 139 ）

（単位：千円）

（歳出）

（歳入）

地域 支 援 事 業 費	3款 地域支援事業費		
	1項1目 介護予防・日常生活支援総合事業費	3,692,487	(3,307,879)
			384,608
	1項2目 包括的支援事業・任意事業費	1,662,544	(1,633,683)
			28,861
	小計	5,355,031	(4,941,562)
			413,469

第1号 保 険 料	1款 介護保険料	1,230,851	(1,033,407)
			197,444
第2号 保 険 料	4款 支払基金交付金		
	1項2目 地域支援事業支援交付金（介護予防・日常生活支援）	996,971	(926,206)
			70,765
国 の 負 担	3款 国庫支出金		
	2項2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）	923,121	(879,895)
			43,226
	※調整交付金含む		
	2項3目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意）	638,730	(635,701)
			3,029
県 の 負 担	5款 県支出金		
	3項1目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）	461,560	(413,484)
			48,076
	3項2目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意）	319,365	(317,850)
			1,515
市 の 負 担	8款 繰入金		
	1項2目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援）	381,572	(404,835)
			▲ 23,263
	1項3目 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意）	283,398	(285,485)
			▲ 2,087
9 款 繰 越 金	9款 繰越金		
	1項1目 繰越金	115,960	(41,020)
			74,940
そ の 他	10款 諸収入	3,503	(3,679)
			▲ 176
	小計	5,355,031	(4,941,562)
			413,469

※（ ）内は、平成29年度当初予算額で、下段は、平成30年度の対前年度増減額

予算特別委員会説明資料

議案第 16号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 119～P 139 ）

（単位：千円）

	（歳出）		（歳入）	
事務費・職員費等	1款 総務費	2,365,159	(2,349,920)	
	1項1目 一般管理費		15,239	
	1項2目 賦課徴収費			
	1項3目 研修広報費			
	2項1目 介護認定審査会費			
	2項2目 認定調査費			
	6款 諸支出金			
	1項2目 償還金	10	(10)	0
	7款 予備費	200,000	(200,000)	0
	小計	2,565,169	(2,549,930)	15,239
介護予防ケアマネジメント事業費	8款 介護予防ケアマネジメント事業費			
	1項1目 介護予防サービス計画費	399,796	(427,050)	▲ 27,254
	小計	399,796	(427,050)	▲ 27,254
	歳出総計	97,815,000	(98,361,000)	▲ 546,000
	3款 国庫支出金			
	2項4目 介護保険事業費補助金	11,376	(11,437)	▲ 61
	8款 繰入金			
	1項5目 その他一般会計繰入金	2,542,637	(2,173,615)	369,022
	9款 繰越金			
	1項1目 繰越金	805	(355,267)	▲ 354,462
2款 使用料及び手数料	10,063	(9,313)	750	
3款 国庫支出金	30	(30)	0	
4款 支払基金交付金	20	(20)	0	
5款 県支出金	50	(50)	0	
6款 財産収入（基金運用収入除く）	20	(20)	0	
7款 寄附金	10	(10)	0	
10款 諸収入	158	(168)	▲ 10	
小計	2,565,169	(2,549,930)	15,239	
12款 介護予防ケアマネジメント事業費収入				
1項1目 介護予防サービス計画費収入	331,091	(362,441)	▲ 31,350	
2項1目 一般会計繰入金	10	(10)	0	
3項1目 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	68,695	(64,599)	4,096	
小計	399,796	(427,050)	▲ 27,254	
歳入総計	97,815,000	(98,361,000)	▲ 546,000	

※（ ）内は、平成29年度当初予算額で、下段は、平成30年度の対前年度増減額

予算特別委員会説明資料

議案第20号

■ 後期高齢者医療特別会計（予算説明書P155～P163）

（単位：千円）

（歳出）			（歳入）		
事務費・諸支出金	1款 総務費	546,510	(493,323)	2款 使用料及び手数料	
	1項1目 一般管理費		53,187		100 (100)
	2項1目 徴收費				0
	3款 諸支出金	22,055	(19,650)	3款 国庫支出金	30,141 (0)
	1項1目 保険料還付金		2,405		30,141
	1項2目 還付加算金			4款 繰入金	
				1項2目 事務費繰入金	515,975 (492,909)
					23,066
				5款 繰越金	21,501 (19,409)
					2,092
			6款 諸収入	848 (555)	
			1項2目 過料		
			2項1目 保険料還付金		
			2項2目 還付加算金		
			3項1目 滞納処分費		
			3項2目 雑入		
	小計	568,565	(512,973)	小計	568,565 (512,973)
			55,592		55,592
広域連合納付金	2款 後期高齢者医療広域連合納付金	15,286,435	(15,308,027)	1款 後期高齢者医療保険料	11,271,995 (11,425,797)
			▲ 21,592		▲ 153,802
				4款 繰入金	3,628,549 (3,367,254)
					261,295
				1項1目 保険基盤安定繰入金	
				1項2目 事務費繰入金	
			5款 繰越金	385,881 (514,966)	
				▲ 129,085	
			6款 諸収入	10 (10)	
			1項1目 延滞金		
				0	
	小計	15,286,435	(15,308,027)	小計	15,286,435 (15,308,027)
			▲ 21,592		▲ 21,592
予備費	4款 予備費	50,000	(50,000)	4款 繰入金	50,000 (50,000)
			0	1項2目 事務費繰入金	
					0
歳出総計	15,905,000	(15,871,000)	歳入総計	15,905,000	(15,871,000)
		34,000			34,000

*（ ）は、平成29年度当初予算額で、下段は、平成30年度の対前年度増減額

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等

に関する条例の一部改正について

1 改正理由

平成 29 年 6 月 2 日に公布された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)」による「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)」の改正に伴い関係規定を改めるもの。

2 改正内容

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の特例期間の延長(付則第 6 項関係)

介護保険の施設サービスの類型の 1 つである「介護療養型医療施設」は、病状が安定している長期入院患者で、医学的管理が必要な要介護者が入所する施設である。

平成 18 年の医療保険制度改革において、医療と介護の役割を明確化する観点から、平成 23 年度末で廃止することとされた。

既存の施設については、他類型の施設への転換、又は廃止することとなっているが、これらが進んでいない現状を踏まえ、平成 29 年度末まで設置期限が延長されている。

今回、法改正により上記設置期限が再延長されたことに伴い、本市の条例で定めている指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る経過措置について、所要の改正(期限を「平成 36 年 3 月 31 日」に変更)を行うもの。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日(改正法の施行日と同日)

介護療養型医療施設の現況(平成29年7月末現在)

	名 称	病床数
門司区	鳥巢病院	110
	医療法人虎野門会 野口整形外科医院	4
	植田外科胃腸科医院	9
門司区計		123
小倉北区	北九州中央病院	0
	新栄会病院	60
	北九州小倉病院	0
小倉北区計		60
小倉南区	東和病院	0
	医療法人聖和クリニック	3
	北九州湯川病院	58
	医療法人 東谷医院	8
	北九州安部山公園病院	60
小倉南区計		129
若松区	芳野病院	0
若松区計		0
八幡東区	北九州八幡東病院	112
八幡東区計		112
八幡西区	医療法人 末廣医院	12
	大平メディカルケア病院	0
	医療法人 山本医院	11
八幡西区計		23
総 合 計		447

市内介護療養型医療施設の推移(4月1日時点)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1,569床	1,440床	1,276床	1,054床	1,036床	898床	662床	662床	602床	542床	512床	507床

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正理由

北九州市立の障害福祉施設については、現在、指定管理者制度により運営を行なっているが、平成20年12月に策定された「北九州市行財政改革大綱」、「北九州市障害者支援計画」等を踏まえ、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人に施設を譲渡していくこととしている。

今回、「小池学園」について、運営を社会福祉法人に譲渡する条件が整ったことから、市立施設としては廃止するため、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を行なうもの。

2 改正内容

(1) 別表第1（第3条関係）

障害児入所施設の項中「〃小池学園」及び「〃若松区大字小敷583番地の1」を削る。

(2) 別表第4（第6条関係）

障害児入所施設の項中「小池学園」を削る。

3 施行期日

平成30年4月1日

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の要件等を定めたものである。

平成 28 年 6 月 3 日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法第 65 号。以下「改正法」という。）が公布された。（平成 30 年 4 月 1 日施行）

本条例の第 7 条は、指定障害福祉サービス事業者および基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に対し、東日本大震災等を踏まえ、利用者の安全対策をより強化するため、厚生労働省令で定める基準に加え、火災、風水害、地震等の災害種別ごとの対応計画の作成を義務付けることとしたものである。

今回の改正法の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）の一部が改正され、今回新たに創設された就労定着支援及び自立生活援助については、非常災害対策に関する基準が規定されていないことから、条例に規定する非常災害対策の義務付けの対象となる指定障害福祉サービス事業者から除くもの。

2 改正内容

条例による非常災害対策の義務付けの対象から除かれる指定障害福祉サービスに新たに創設される就労定着支援又は自立生活援助を行う事業者を追加すること。（第 7 条関係）

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

○国民健康保険制度の県単位化に関連する改正

1 改正理由

国民健康保険制度の都道府県化を柱とする持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が公布されるとともに、市町村の保険料の賦課に関する基準等に係る所要の規定を整備するため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正する政令が平成29年1月18日に公布され、平成30年4月1日から施行することとされた。

これを受け、北九州市国民健康保険条例（以下、「条例」）の一部を改正するもの。併せて給付において県内基準額が示されたものについて統一額へと改めるもの。

2 改正内容

(1) 葬祭費の支給額の変更（第8条関係）

被保険者の死亡時に葬儀の喪主に対して支給する葬祭費を、県単位化に伴い県内同一額として示された支給額へと改める。（現行「4万円」⇒改正後「3万円」）

(2) 基礎賦課総額等に係る基準の改正（第10条の3、第14条の2、第14条の11関係）

保険料算定の基礎となる基礎賦課総額等は、保険給付費等の費用の見込み額から各種公費等の収入見込み額を差し引いて算定されている。県単位化により公費の入り方の仕組みが変更されることなどに伴い、「一般被保険者に係る基礎賦課総額」、「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」及び「介護納付金賦課総額」の算定基準を国民健康保険法施行令第29条の7に示された算定方法へと改める。

(3) その他県単位化に係る文言の整備等

- ①国民健康保険法第3条の改正に伴い、条例第1条（趣旨）条文中の「市が行う国民健康保険」を「市が行う国民健康保険の事務」へと改める。
- ②改正された国民健康保険法第11条により「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」とし、名称を「北九州市国民健康保険運営協議会」とする。
- ③条例第2条の改正に伴う、「国民健康保険法」の略称規定の条ずれ整備。
- ④国民健康保険法施行令第29条の7第1項で整理された「世帯主」等の定義の整理を条例に反映させるとともに引用条項を整える。
- ⑤保険料の「被保険者均等割」及び「世帯別平等割」算定時に用いる被保険者数及び世帯数の見込み方法を国が示す「前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の（属する世帯）数等を勘案して算定した数」へと改める。

3 施行期日 平成30年4月1日

○税制改正に関連する改正

1 改正理由

社会保障制度改革について基本的な事項を定めた社会保障制度改革推進法により、同法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子が平成25年8月21日に閣議決定され、現在工程表に沿って必要な措置を講じているところである。

この中で、保険料の賦課限度額の引上げ及び低所得者の保険料負担を軽減する措置が掲げられており、これを受けて、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年1月31日に公布された。

本市においても、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減についての措置として、政令のとおり条例の関係規定を整備するもの。

2 改正内容

(1) 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ（条例第13条）

医療分 (第13条)	54万円 → 58万円 (+4万円)
後期高齢者支援金分 (第14条の9)	19万円 → 19万円 (据え置き)
介護分 (第14条の14)	16万円 → 16万円 (据え置き)
計 (医療+後期+介護)	89万円 → 93万円 (+4万円)

(2) 軽減対象世帯の拡充（条例第20条各項）

現行の軽減制度のうち、5割軽減の前年所得基準を「33万円+（27万円×加入者数）以下」から「33万円+（27.5万円×加入者数）以下」とし、2割軽減の前年所得基準を「33万円+（49万円×加入者数）以下」から「33万円+（50万円×加入者数）以下」とする。

条例	軽減割合	現行	改正後
		軽減の基準（前年中所得）	
第20条第1項	5割	世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計が、 33万円+（27万円×加入者数）以下	世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計が、 33万円+（ <u>27.5万円</u> ×加入者数）以下
第20条第2項	2割	世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計が、 33万円+（49万円×加入者数）以下	世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計が、 33万円+（ <u>50万円</u> ×加入者数）以下

3 施行期日 平成30年4月1日

北九州市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 改正理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が一部改正され、現に国保の住所地特例を受けている者が、広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となることとされたため、北九州市後期高齢者医療に関する条例（平成20年北九州市条例第16号）の一部改正を行うもの。

2 改正内容

市が保険料を徴収すべき被保険者に、「後期の資格取得時において、他の都道府県の病院等に入院等している市の国保の被保険者（住所地特例者）であった被保険者」を加える。（第2条関係）

3 施行期日

平成30年4月1日

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

難病相談支援センターは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 29 条において、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設として位置付けられているが、本市においても、相談や情報収集あるいは交流会に参加するなど市民が利用することができる難病相談の拠点として、難病相談支援センターを設置するものである。

なお、平成 29 年 10 月 12 日から総合保健福祉センター 6 階で難病相談支援に関する事業を行ってきたが、平成 30 年 4 月 1 日の大都市特例の施行に合わせ、公の施設として設置するものである。

また、法は難病の保健医療に関して定めていることから、北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 5 号）に追加することとし、同条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 「衛生施設」の定義に難病相談支援センターを追加する。(第 2 条関係)

(2) 難病相談支援センターを設置するため、施設の種類、目的又は事業、名称、位置を次のように定める。(別表第 1 関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
難病相談支援センター	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項の定めるところによる。	北九州市難病相談支援センター	北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例
の制定について

1 制定の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）で都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものについては、法の大都市特例の施行により平成30年4月1日以降、指定都市が処理することとなる。

法第47条では、都道府県は条例で、医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者及び正当な理由なしに報告、物件の提出・提示をしない者等に対して過料を科する規定を設けることができることとされている。

適正に事務を執行するためには、強制力のある罰則も定めておくことが必要であるため、条例により過料を科する規定を設けるもの。

2 制定内容

(1) 条例の題名

北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例

(2) 趣旨（第1条関係）

条例を定める趣旨を規定する。

(3) 過料（第2条関係）

罰則規定として（過料）の項目を設け、法第47条第1号及び第2号に基づく罰則規定を設ける。

3 過料の必要性

大都市特例の施行に伴い、政令指定都市においても条例を定めることで、過料を定められることとなる。

市としては保健福祉全体の適正な手続の運用を図るためにも過料を設けることは有効であると判断した。

4 過料の額

法の当該条項では、過料の額は10万円以下とされている。また、北九州市の条例においては、本条例案と同様の内容のものが「10万円以下の過料」と定められている。

以上から、本条例案においても、同額を過料として定める。

5 施行期日

平成30年4月1日

北九州市旅館業法施行条例の一部改正について

1 改正理由

宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応するために行われた旅館業法（昭和23年法律第138号）の改正（平成29年12月15日公布）に伴い、同法施行令（昭和32年政令第152号）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）及び旅館業における衛生等管理要領が改正され、旅館業に関する「施設の構造設備の基準」及び「衛生に必要な措置の基準」が改正された。

本市では、これらの法令等の改正の趣旨及び内容を踏まえ、北九州市旅館業法施行条例（平成15年北九州市条例第12号。以下「条例」という。）を一部改正するもの。

2 改正内容

(1) 「ホテル営業」及び「旅館営業」の「旅館・ホテル営業」への統合、並びに構造設備の基準全般の改正（第2条、第3条関係）

「ロビー等の設備」、「寝具類を収納する設備」、「浴室の内壁の構造」、「客室と他の客室との区画の構造」、「客室と他の客室以外の部分との境の構造」及び「便所の採光又は照明及び換気のための設備」の基準を廃止する。

(2) 「簡易宿所営業」に関する構造設備の基準全般の改正（第4条関係）

「玄関帳場の代替措置を認める場合の宿泊者数及び客室延床面積の要件」、「客室の床面積の数値」、「階層式寝台の階層数」、「寝台の長さ及び幅」、「客室と他の客室との区画の構造」、「客室と他の客室以外の部分との境の構造」、「便所の採光又は照明及び換気のための設備」及び「浴室の内壁の構造」の基準を廃止する。

(3) 「下宿営業」に関する構造設備の基準全般の改正（第5条関係）

「客室数」、「客室の床面積の数値」、「客室と他の客室との区画の構造」、「客室と他の客室以外の部分との境の構造」、「寝具類を収納する設備」、「便所の採光又は照明及び換気のための設備」及び「浴室の内壁の構造」の基準を廃止する。

(4) 旅館業に関する衛生措置の基準全般の改正（第8条関係）

「施設の照明の照度」、「防湿の措置」、「施設の内外及び入浴施設における清掃頻度の数値」、「客室の定員」及び「共同用の浴室における洗面器及び腰掛けの備え」の基準を廃止する。

3 施行期日

平成30年6月15日